

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	美容師法	根拠条項	12	資料番号	29	担当課	薬務衛生課
				許認可等の内容		美容所の使用前の検査	
○美容師法 (昭和32年法律第163号) (美容所の使用) 第十二条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。							
＜第十三条の規定＞ (美容所について講ずべき措置) 第十三条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 常に清潔に保つこと。							
○美容師法施行規則 (平成10年厚生省令第7号) (清潔保持の措置) 第二十六条 法第十三条第一号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。 一 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。 二 洗場は、流水装置とすること。 三 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。							
二 消毒設備を設けること。 三 採光、照明及び換気を充分にすること。							
○美容師法施行規則 (平成10年厚生省令第7号) (採光、照明及び換気の実施基準) 第二十七条 法第十三条第三号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。 一 採光及び照明 美容師が美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。 二 換気 美容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。							
四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置 ○美容師法施行条例 (平成12年愛媛県条例第15条) (美容所の衛生上必要な措置) 第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 作業室の面積は、10平方メートル以上とすること。 (2) 作業室の面積が10平方メートルのものにあつては、セット用いす (セット用に供するいすで鏡に面したものをいう。以下同じ。) 2脚までを限度とし、その面積が3.3平方メートルを増すごとにセット用いす1脚を増すことができること。 (3) 天井は、じんあいの落下を防ぐ構造とし、その高さは、床面から2.12メートル以上とすること。 (4) 作業室と区別した待合所を設けること。 (5) 作業室及び待合所は、同一建物内とし、居室その他と仕切りをすること。 (6) 洗い場の汚水は、汚水溝に完全に流れるような排水設備をすること。 (7) 皮膚に接する器具及び布片は、十分な数を備えること。 (8) 外傷に対する救急薬品を備えること。 (9) 美容所の施設には、美容所の名称を標示すること。 (10) その他知事が必要と認めて指示する措置							

- 2 前項の規定にかかわらず、自動車に設備を設けて美容の業を行う美容所について衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
- (1) 作業室は、作業及び衛生の保持に支障のない面積を有すること。
 - (2) 作業室は、運転者席その他と仕切りをすること。
 - (3) 使用水量に応じた給水タンク及びこれと同容量以上の汚水タンクを設けること。
 - (4) 洗い場の汚水は、汚水タンクに完全に流れる構造とすること。
 - (5) 作業室の床面は、支柱その他の設備により、作業中は水平に固定しておくこと。
 - (6) 前項第3号及び第7号から第10号までに掲げる措置

(美容所の位置等の届出)

第十一条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第十二条の三第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

○美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）

（開設の届出）

第十九条 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

- 一 美容所の名称及び所在地
 - 二 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）
 - 三 法第十二条の三第一項に規定する美容所にあつては、管理美容師の氏名及び住所
 - 四 美容所の構造及び設備の概要
 - 五 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
 - 六 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
 - 七 開設予定年月日
 - 八 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所（理容師法第一条の二第三項に規定する理容所をいう。次号において同じ。）が開設されている場合は、当該理容所の名称
 - 九 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第十一条第一項の届出がされている場合（前号の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日
- 2 前項の届出書には、美容師につき、同項第六号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。
 - 3 法第十二条の三第一項に規定する美容所を開設しようとする者が第一項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該美容所の管理美容師が同条第二項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。
 - 4 外国人が第一項の届出をするに当たっては、第二項の書類のほか、住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えるものとする。

○美容師法施行細則（昭和32年愛媛県規則第65号）

（美容所の開設）

第1条 美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、美容所を開設しようとする者は、その届出書に美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）に規定するものほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省令第19条第1項第1号の所在地を示す周囲100メートルの見取図
- (2) 施設の平面図
- (3) 営業用主要備品の名称、型式及び数量とその配置図
- (4) 個人にあつては美容師免許証又は美容師免許証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書一部改正（昭和58年規則59号・平成2年45号・10年29号・12年15号・24年41号）

第2条 法第12条に規定する美容所の構造設備の検査を受けようとする者は、知事にその旨を申請しなければならない。

○美容師法（昭和32年法律第163号）

（管理者）

第十二条の三 美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所（当該美容所における美容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者（以下「管理美容師」という。）を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第二項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する一の美容所について管理美容師となることを妨げない。

2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。